

養育費の受取りを サポートします

養育費の取り決めをしておくことは、こどもの生活や将来のために重要なことです。取り決める際には、養育費が相手方から支払われない場合に裁判所に強制執行申立てができるよう、離婚時に公正証書等の公的書類を作成しておくことが大切です。



ひとり親家庭への支援制度の
詳細は市ホームページで

豊中市の養育費確保のための事業

①弁護士・専門員相談 (離婚前相談を含む)	母子父子福祉センターで、弁護士や専門員による養育費にかかわる無料相談を行っています。
②公正証書等作成促進補助金 (上限3万円)	公正証書や調停調書または確定判決にかかる書類取得費用などを補助します。
③養育費保証促進補助金 (上限5万円)	養育費について、保証会社と1年以上の養育費保証契約を結ぶ際に支払う保証料を補助します。
④養育費確保のための 弁護士費用補助金 (上限15万円)	弁護士に依頼して養育費請求についての強制執行申立等を行う場合の弁護士費用を補助します。 (裏面もご覧ください。)

日常生活全般の相談

⑤母子・父子自立支援員の相談	ひとり親家庭の方や離婚前の方に対して、専門的知識を有する母子父子自立支援員が日常生活全般での悩みや各種ひとり親支援制度に関する相談に応じ、自立に必要な支援や情報提供を行っています。
----------------	--

②③⑤のお問合せ

豊中市子育て給付課

☎06-6858-2767

平日 午前9時～17時15分

〒561-8501 中桜塚3丁目1番1号
(市役所第二庁舎3階)

※来庁相談をご希望で、上記時間帯では難しい場合は
一度お電話にてお問合せください。

①④のお問合せ

豊中市立母子父子福祉センター

☎06-6852-5160

平日 午前9時～17時15分

〒561-0881 中桜塚2丁目29番31号
(地域共生センター東館内)

オンライン相談、来庁相談はHPから予約いただけます。
詳しくは、右の二次元バーコードをスマホ等で読み取ってご確認ください。



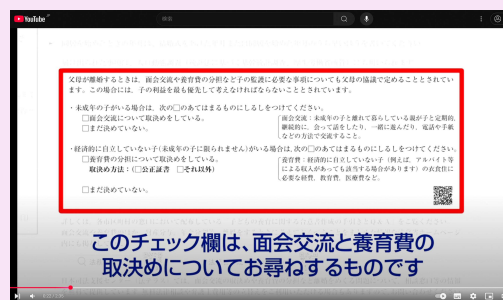
参考

法務省作成による離婚や養育費に関する動画等

離婚届を出す前に養育費や親子交流の取り決めをしておくことは、こどもの発育や自己肯定感の形成に大きく影響を与えるものです。離婚届のチェック欄にある養育費や、面会交流の取り決めなどについてYouTubeで説明されていますので、ぜひご覧になってください。

離婚届チェック欄(面会交流・養育費)の解説

離婚届にある面会交流や養育費についてのチェック欄について説明されています。また、これらの取り決めを公的に残す公正証書についても紹介されています。



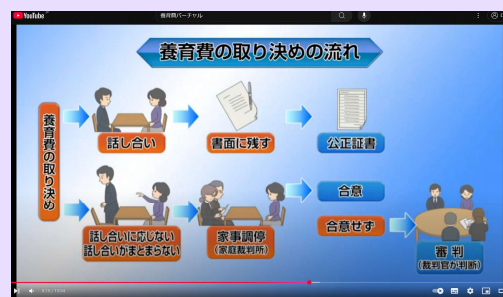
リコンの時の知っておきたい大切なこと

離婚時に大切な心構えや、こどもへの影響や配慮など、知っておいた方が良いことが紹介されています。



養育費バーチャルガイダンス2021

養育費の取り決めについて、ドラマと解説を交え詳しく説明されているほか、当事者間で話し合いがまとまらなかった場合の家事調停なども紹介されています。



子どもの健やかな成長のために 離婚後の「養育費の支払」と「親子交流」の実現に向けて

こどもの養育に関する合意書作成のための手引きと、それにとまなうQ&Aがカラーで詳しくまとめられています。合意書の様式や記入例なども掲載されています。

